

健感発 0118 第 5 号
平成 30 年 1 月 18 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に係る
留意事項について

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（以下「指針」という。）については、平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省告示第 9 号をもって改正したところであるが、厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会における本指針の改正議論の中で、医療従事者において、①HIV 感染症・エイズは、標準感染予防策で対応可能であり、通常の医療機関で患者を受け入れることができる疾病であるということが浸透しておらず、診療拒否に繋がっている、②HIV 抗体検査の際の同意の取得方法について、一部の医療現場では口頭ではなく書面により同意を得る必要があると誤解されており、適切かつ積極的な検査の妨げとなっているとの指摘があった。

については、下記について、改めて管内関係機関及び医療従事者等へ周知いただくようお願いする。

記

① 標準感染予防策について

改正後の指針において、「医療・介護の現場では、標準感染予防策をとることが、感染制御の観点から重要である。」ことを明記した。これは、科学的知見において、HIV 感染者及びエイズ患者に対しても、標準感染予防策を講じることで、診療行為に係る感染を予防できることが示されているためであることから、留意されたい。

② HIV 抗体検査の際の同意の取得方法について

HIV の抗体検査は、平成 5 年 7 月 13 日付け健医感発第 78 号厚生省保健医療局エイズ結核感染症課長通知「HIV 検査の実施について（通知）」に基づき実施されているが、当該通知においては、「HIV 抗体検査の実施に当たっては、人権保護の観点から、本人の同意を得て検査を行うこと。」としている。

本記載は、同意は書面でなくてはならないという趣旨ではなく、口頭による同意も可能であるので、適切かつ積極的に検査を実施されたい。